静岡県立こども病院衛生設備保守点検業務委託契約書（平成27～30年度）

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院（以下「甲」という｡)と　　　（以下「乙」という｡)との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（信義・誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

別紙「静岡県立こども病院衛生設備保守点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務

(2) 委託業務の場所

静岡市葵区漆山860番地　静岡県立こども病院及びその付帯施設

（委託期間）

第３条　委託契約期間は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までとする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除することができる。

（委託料及び支払方法）

第４条　甲は、乙に対し委託事務を処理するための費用（以下「委託料」という｡)として、金　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　　　円）を支払うものとする。

２　前項の委託料は、年４回に分割して支払うものとし、乙は、四半期ごとの委託業務終了後、甲の指定する請求書により委託料を請求し、甲は正当な請求書であることを確認後、翌月末日までに支払うものとする。

３　税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税額は変動後の税率により計算する。

（契約の変更）

第５条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、第三者に対し、委託事務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第７条　甲又は乙は、天災その他甲及び乙の責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとする時は、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得なければならない。

２　甲は、次に掲げるいずれか一つの理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が委託契約期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めるとき。

(2) 乙が、法令等又はこの契約（仕様書の内容を含む。）に違反したとき。

(3) この契約について、不正の事実を発見したとき。

(4) 乙が故意又は重大な過失により、甲又は第三者に重大な損害を与えたとき。

(5) この契約締結後の事情の変化により、業務を処理させる必要がなくなったとき。

３　甲又は乙は、正当な理由により３か月の予告期間をもってこの契約の解除を相手方に書面により提出し、相手方の承諾を得たときは、この契約を解除することができる。

（暴力団排除）

第８条　甲は、乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除できる。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

　イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

　ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

　　カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（委託料の処理）

第９条　甲又は乙が、第７条又は前条により契約を解除した場合、甲は委託業務のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払うものとする。

（損害賠償責任）

第10条　乙は、次に掲げるいずれか一つの理由が生じたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第７条第２項、第３項又は第８条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

２　乙は、第７条第２項、第３項又は第８条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し損害の賠償を請求することができない。

　（業務実施計画書等の提出）

第11条　乙は、この契約の締結後、別に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（業務日誌の提出等）

第12条　乙は、定期保守および修理作業の都度、業務報告書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

２　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（委託業務の完了通知等）

第13条　乙は、委託業務の完了後、別紙「委託業務完了報告書」を甲に提出しなければならない。

　（秘密の保持）

第14条　乙及びその従業員は、業務上知り得た甲に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

また、乙及びその従業員は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（臨機の措置）

第15条　乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないとは、臨機の措置を執らなければならない。

２　乙は、臨機の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

３　甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の指示をすることができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

（引継）

第16条　乙は委託業務を開始するにあたり前契約業者と遅滞なく、すべての業務について引継ぎを行うこと。引継ぎ終了時には、全引継ぎ項目及び内容を記した引継終了報告書（引継ぎを受けた全業務について、引継ぎを受けたそれぞれの者及び代表者が記名押印したもの）を作成し、甲に提出すること。

２　前項の報告書を提出したにもかかわらず引継ぎが不十分であった場合は、乙は第７条の契約解除要件に該当し、甲又は第三者に損害を与えた時は第10条の損害賠償の責任を負う。

　（合意管轄）

第17条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

　（定めのない事項の処理）

第18条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

　上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　平成　　年　　月　　日

(甲) 静岡市葵区漆山８６０番地

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

院長　　瀬戸　嗣郎　　　　　　印

(乙) 静岡市駿河区小黒１丁目６番１０号

ニッケン消毒株式会社

代表取締役　　堀江　純子　　　印

委託業務完了報告書

１　業務名

２　業務場所

３　契約年月日　　　平成　　年　　月　　日

４　履行期間　　　着　手　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　完　了　　平成　　年　　月　　日

５　完了年月日　　平成　　年　　月　　日

上記のとおり完了したので報告します。

平成　　年　　月　　日

静岡県立こども病院　院長　　　　　　様

住　　所

受託者　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　印氏　　名

別記

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。